**彩都のまちづくりの推進に関する要望**

**平成３０年２月**

**大阪府・茨木市**

**彩都東部地区まちづくりへの都市再生機構の取組みの継続について**

**都市再生機構（以下、「ＵＲ」）は、平成６年に彩都（国際文化公園都市）西部、中部及び東部の３地区全体の土地区画整理事業認可を受け、施行者として事業を推進し、本都市の発展に貢献してきました。しかしながら、ニュータウン事業の見直しに伴い、平成２４年度に東部地区は区域除外とされました。**

**本地区は、名神高速道路や国道１７１号等幹線道路に近く、今年度、新名神高速道路ＩＣが近接して供用されるなど、更なる地域ポテンシャルの向上が期待されます。このため、大阪府、茨木市としては、民間主導の区画整理事業により新たな産業用地を創出し、大阪の成長を加速させる産業拠点形成を目指す所存です。**

**ＵＲは、東部地区の区域除外決定以降、事業協力者探し等に取り組み、民間により事業中の先行２地区について事業化を支援してきました。また、残区域についても、茨木市と共に地元地権者協議会の事務局として、計画案策定、地権者等関係者との調整に取り組まれ、その結果、開発への気運も高まっています。**

**東部地区の事業化に向けては、この機を逃さず事業経験豊富な人材、ノウハウを集中的に投入し、強力に推進することが肝要です。このため、ＵＲに対し、彩都における土地区画整理事業の施行者としての経緯を踏まえ、引き続き東部地区のまちづくりについて、一定の役割を果たせるよう適切な指導をお願いいたします。**

**平成３０年２月１３日**

**大阪府**

**大阪府知事　松井 一郎**

**大阪府茨木市**

**茨木市長　　福岡 洋一**